

承認計画達成に向けた主な支援策

●政府系金融機関による低利融資制度

(新事業活動促進資金)

日本政策金融公庫から通常よりも優遇された特別貸付が受けられます。

- ・日本公庫中小企業大阪相談センター (TEL: 06-6314-7627)
融資限度額 7億2千万円
- ・こくきん創業支援センター大阪 (TEL: 06-6315-0306)
融資限度額 7千2百万円

日本政策金融公庫国民生活事業との業務連携

経営革新計画承認申請段階で、政策公庫国民生活事業への情報提供の同意をいただいた場合、申請の旨、連絡いたします。借入の事前相談が可能となり、事業計画のスタート段階から資金調達の円滑化が図れます。

●信用保証の特例

金融機関から借入れる経営革新事業資金に関し、信用保証協会による保証限度額の別枠を設けています。

- ・大阪府中小企業信用保証協会 (TEL: 06-6244-7777)
保証限度額 2億円 (うち無担保8千万円)

●特許関係料金減免制度

●販路開拓支援等

経営革新の承認は、これらの支援策を保証するものではありません。利用を希望する支援策の申請先である支援機関の審査が必要となります。

お問い合わせ先

大阪府商工労働部商工振興室経営支援課

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 25 階

TEL: 06-6210-9494 FAX: 06-6210-9504

e-mail: shokoshinko-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp

URL: <http://www.pref.osaka.jp/keieishien/keiei/>



- 地下鉄中央線(コスモスクエア駅)下車南東へ徒歩8分
- ニュートラム南港ポートタウン線(トレードセンター前駅)下車、ATCビル直結



新しいことしまへんか?

新規事業をお考えの中小企業様

および 個人事業者様へ

『経営革新』制度のご案内



このパンフレットは、8,000部作成し、1部当たりの単価は9.4円です。

大阪府商工労働部
商工振興室経営支援課

経営革新に取り組みませんか？

中小企業新事業活動促進法に基づく
経営革新計画承認制度のご案内

大阪府では、中小企業の経営革新への取り組みを支援するため、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業が自ら策定する新事業計画（経営革新計画）を審査し、一定の革新性、経営の向上、実現可能性のある計画を承認しています。承認企業は、計画達成に向けて様々な支援策に申請できるほか、ご希望があればサポート機関のご紹介をいたします。

申請手続きの流れ

① 新事業計画の策定



② 経営革新計画の申請書の記入

…様式は、大阪府経営革新のHP（お問い合わせ先参照）へアクセスし、ダウンロードしてください。



③ 大阪府経営支援課への申請書の送付

…メールもしくはFAXでお送りください。



④ 大阪府での面談

…事業計画内容や数値根拠などをお伺いします。



⑤ 承認審査会にて承認・不承認の決定

…面談から承認・不承認の決定までは概ね2ヶ月程度。
承認された企業様は各種支援策をご利用いただけます。

経営革新計画承認のための要件

1 計画の実施期間

3年～5年の期間で、目標を達成する計画であること

2 目標とする計画数値

計画の最終年において以下の数値をともに満たすこと

計画期間	付加価値額または一人当たりの付加価値額の伸び率	経常利益の伸び率
3年	9%以上	3%以上
4年	12%以上	4%以上
5年	15%以上	5%以上

・付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
・経常利益 = 営業利益 - 営業外費用

3 取組みの内容

以下の類型のような新たな取り組みであること

- ① 新商品の開発又は生産
- ② 新役務の開発又は提供
- ③ 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

承認のポイント

① 新規性（比較優位性）

自社にとって新しい取り組みであることと同時に同業他社の取り組みと比較した場合にも新しい取り組みであることがポイントです！

② 実現可能性

マーケット、販路、資金調達方法等を検討し、具体的に実現可能性のある計画策定を！



必要書類及びご注意

●申請書（2部）

大阪府経営革新HP (<http://www.pref.osaka.jp/keieishien/keiei/>)へアクセスしダウンロードしてください。

●添付書類（各1部）

株式会社・有限会社・組合等法人の場合

- ① 定款（写し）
- ② 最近2期分の確定申告書（写し）
- ③ 前期決算日から直近までの合計残高試算表
- ④ 会社概要（パンフレット等）
- ⑤ 計画に関する補足資料等

個人事業者の場合

- ① 印鑑証明書
- ② 最近2期分の確定申告書及び決算書（写し）
（青色申告：損益計算書・貸借対照表
白色申告：収支内訳書）
- ③ 前期決算日から直近までの合計残高試算表
- ④ 会社概要（パンフレット等）
- ⑤ 計画に関する補足資料等

●ご注意

- ・申請には、1年以上の事業実績が必要です。
- ・承認は、本社所在地の都道府県知事が行います。
- ・必要書類・手続き等は都道府県によって異なります。

◎ 以下の場合は、公的な支援が行うことが適当でないため、承認されません

- ・経営革新計画の事業内容が射幸心をそそるおそれがある場合
- ・公序良俗を害するおそれがある業種である場合
- ・計画や現在の事業が関係法令に違反又はそのおそれがある場合
- ・税金や社会保険料を滞納し、完納する見込みがない場合